

2010年10月15日

栃木県議会議長 野田 尚吾 様
議会運営委員長 小瀧 信光 様

日本共産党
代表 野村節子

討論の自由の保障に関する申し入れ

10月14日、11時15分より開催された議会運営委員会において、日本共産党は議第4号「尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件に関する意見書」に賛成の立場から討論を希望しました。ところが、自民党委員から「全会派とも意見が一致し賛否の対立がない案件であるから、討論の必要性は認められない。過去には昭和26年に一度あっただけであり、このような場合は討論を行わないのが慣例である。自粛願いたい」などの意見を主とする発言がありました。日本共産党は、討論の自由は保障されるべきとの立場から、賛否の違いがなくても、会派として賛否の理由を明らかにすることは当然の要求であり認めるべきであり議会活性化にとっても重要である、などの意見を述べ反論しました。しかし、その他の会派の委員も自民党委員の意見に賛同、議論が紛糾し、時間的制約もある中でやむなく討論の自粛を余儀なくされました。

法令上も県議会提要および申し合わせにおいても、討論のルールに従い、発言を禁止すべき内容のものでない限り、討論の自由は保障されています。討論は議員固有の権利でもあります。「慣例」などのしぼりはあってはなりません。

だからこそ、事前に事務局による議案の賛否と討論希望の有無の確認において、日本共産党の賛成討論は認められ、議事日程案にも記載されていました。また14日の議会運営委員会開会予定時間の約1時間前には、自民党も同じく賛成討論を行う旨、連絡を受けていました。

にもかかわらず、突然、議会運営委員会の席上、「請願・陳情」等、討論に関するすべての案件の賛否と討論の有無が確定した後の議題において、予定がくつがえされたことはきわめて遺憾というよりありません。またそのために開会時間を15分遅延させたのであればさらに許しがたいことです。

結果として日本共産党は、「請願・陳情、意見書あわせて5分以内」の討論の権利を行使できませんでした。このような最大会派の横暴なふるまいは許されません。

ついては、今後の議会運営において、討論の自由が保障されるよう、議長ならびに議会運営委員長のご指導をお願いしたく申し入れるものです。

以上